

# 日本語教員養成課程

## 日本語教員養成課程について

日本語教員養成課程とは、外国人に対して日本語を教える教員になるために必要な特別の教育を行うもので、この課程を履修して所定の授業科目および単位を修得した者には、卒業時に本学から「日本語教員養成課程修了証明書」が発行されます。

周知の通り、近年、日本に来住する外国人が急増すると同時に、外国における日本に対する関心や日本語熱も高まりを見せています。そうした国際化の状況の中で、外国人に日本語を教える教育ならびに教員の必要性が、国の内外で強調されるに至っています。しかしながら、日本語教員に関して法律に基づく免許制度はまだ確立されていません。そのため文部省は、日本語教育施策の推進に関する調査研究会を設置して、外国人に対する日本語教育のあり方等について諮問しました。その調査研究会の報告「日本語教員養成等について」（1985年5月）は、日本語教育の専門家として最低限必要な知識・能力を備えた教員の養成のために、大学の学部日本語教員養成課程を設けることを提案し、そのための標準的な教育内容を提示しています。文学部の日本語教員養成課程はこれに準拠して開設されたものです。その後2001年に、文化庁の諮問を受けた日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議の答申「日本語教育のための教員養成について」が示されたため、2004年度入学生以降カリキュラムを変更するなどの見直しを行いました。

この課程を修了しても、すぐ日本語教員になれるというわけではありません。しかし、課程を修了すれば、日本語教員としての専門的な教育を受けたことが社会的に承認されることになると言ってもよいでしょう。

文学部としては、この課程教育を通じて、優秀な日本語教員を養成し、国際理解の促進に貢献したいと考えています。

## 履修手続きについて

日本語教員養成課程を履修するには、各年次で以下の手続きを行う必要があります。すべての連絡や注意は掲示で行いますので、常に掲示を見るように心掛けてください。

### ■ 履修ガイダンス

4月にガイダンスを行います。以下の点を説明しますので、登録を考えている者および課程の登録をしている者で「日本語教育実習」を未修得の者は、必ず出席してください。

- ・日本語教員養成課程の概略、履修方法、課程登録等について
- ・日本語教育の現状について
- ・日本語教育実習の履修について（クラス分け等）

### ■ 履修登録

各年次配当の日本語教員養成課程の科目を履修登録してください。  
特に4年次生は、不足単位を確認し、履修するようにしてください。

### ■ 日本語教員養成課程登録

日本語教員養成課程を正式に履修する場合、日本語教員養成課程登録を行ってください。

日本語教員養成課程を履修する者は、所定の期間内に証明書自動発行機で、日本語教員養成課程履修費1万円の申請書を購入し、教務部窓口へ提出してください。履修費の納入、申請書の提出をもって、「日本語教員養成課程登録」とします。履修費の納入や申請書の提出がない場合、日本語教員養成課程の履修は認めません。

### ■ 日本語教育実習 履修の前提条件

3年次配当の「日本語教育実習」を履修するには、以下の3点をすべて満たす必要があります。

- ①前年度終了までに、必修科目4科目（日本語教授論Ⅰ・Ⅱ、日本語教材研究Ⅰ・Ⅱ）のうち2科目4単位以上を修得していること。
- ②選択科目10科目20単位以上を修得していること。
- ③前年度までに日本語教員養成課程登録を済ませていること。(課程登録と実習登録は同年度にできません。)

### ■ 日本語教育実習 履修登録方法

日本語教育実習は、複数クラスを設定して授業を行います。クラスは、ガイダンス時に希望調査を行い、調整のうえ決定する予定です。

日本語教育実習の履修が決定した者は、所定の期間内に証明書自動発行機で、日本語教育実習費5千円の申請書を購入し、教務部窓口に提出してください。期限までに実習費の納入や申請書の提出がない場合、日本語教育実習の履修は認めません。

### ■ 日本語教員養成課程修了証明書の発行

「日本語教員養成課程修了証明書」は、卒業時に所定の授業科目および単位を修得した者について、本人の申請に基づき発行します。